

各位

平成14年1月22日

本店所在地	東京都港区西新橋一丁目10番2号
会社名	ソフトバンク・インベストメント株式会社 (コード番号8473 ナスダック・ジャパン)
代表者	代表取締役社長 北尾 吉孝
問い合わせ先	取締役管理本部長 小林 寿之
電話番号	03-5501-2711(代表)

**インセンティブプランにかかる新株引受権付社債発行の一部変更に関する  
お知らせ**

当社は、平成14年1月21日開催の取締役会において、当社第10回新株引受権付社債の発行を決議いたしましたが、平成14年1月22日開催の取締役会におきまして、社債の発行総額1,000百万円を1,100百万円に変更致しました。その具体的な変更箇所につきましては、下記の下線部分で表示しておりますのでお知らせいたします。

## ソフトバンク・インベストメント株式会社 第10回無担保新株引受権付社債

1. 社債の名称 ソフトバンク・インベストメント株式会社  
第10回無担保新株引受権付社債
2. 発行総額 **金11億円**
3. 各社債の金額 金1億円の1種
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る
5. 発行価額 未定（平成14年2月1日から平成14年2月5日までのいずれかの日に開催予定の当社取締役会において決定する）  
  
（うち社債の発行価額は金100円とする。また、うち新株引受権の発行価額は金5~9円を仮条件とし、平成14年2月1日から平成14年2月5日までのいずれかの日に開催予定の取締役会において決定する）
6. 利率 未定（年1.0%~2.0%を仮条件とし、平成14年2月1日から平成14年2月5日までのいずれかの日に開催予定の当社取締役会において決定する）
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還期限 平成16年2月25日
9. 申込期間 平成14年2月6日~平成14年2月8日  
  
（申込期間については、上記の通り内定しているが、利率及び新株引受権の発行価額決定日において正式に決定する予定。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は、最長で平成平成14年2月1日（金）から平成14年2月5日（火）を予定しており、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成14年2月4日（月）から平成14年2月6日（水）まで」となる。
10. 払込期日 平成14年2月25日
11. 募集方法 大和証券エスエムビーシー株式会社の総額買取引受とする。
12. 担保・保証 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13. 特約条項 「担保提供制限」が付されている。
14. 買入消却の方法 発行日の翌日以降、未行使の新株引受権にかかる株式の発行価額の総額が現存する本社債の総額を超えない限り、いつでも本社債の買入消却を行うことができる。
15. 利息支払の方法および期限
  - （1）本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成14年8月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月25日および8月25日の2回にそれぞれその日までの前半か年分を支払う。
  - （2）利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - （3）半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。
  - （4）償還期日後は利息をつけない。
16. 元利金支払場所 当社 本店
17. 引受会社 大和証券エスエムビーシー株式会社
18. 新株引受権に関する事項
  - （1）新株引受権の付与割合

本新株引受権の付与割合は100%とする。各新株引受権証券は発行価額合計10万円の新株式を引受ける権利を表章する。

- (2) 新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額の総額  
**金11億円**
- (3) 新株引受権行使により発行すべき株式の内容  
当社普通株式
- (4) 新株引受権の行使の条件  
新株引受権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価額(以下「行使価額」という)は未定(平成14年2月1日から平成14年2月5日までのいずれかの日に開催予定の取締役会において決定する)。  
新株引受権の行使により発行すべき当社普通株式の株式数は、次のとおりとする。

株式数 =  $\frac{\text{所持人が新株引受権の行使請求のため提出した新株引受権証券の割当金額の合計額}}{\text{行使価額}}$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。なお、行使価額の調整はマーケット・プライス方式による。

- (5) 新株引受権の行使請求期間  
平成14年2月27日から平成16年2月18日まで。  
ただし、当社が本社債について期限の利益を喪失した場合は、それ以後本新株引受権を行使することはできない。
- (6) 新株引受権の一部行使  
新株引受権の一部行使はできないこととする。
- (7) 新株引受権の譲渡  
新株引受権は、社債と分離して譲渡することができる。ただし、当社の取締役および従業員は、当社と締結する覚書に基づき、原則として新株引受権を譲渡することができない。
- (8) 行使価額中資本に組入れない額  
行使価額(ただし、上記(4)により調整された場合は調整後の行使価額)より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額(調整された場合は調整後の行使価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げた額とする。
- (9) 代用払込に関する事項  
該当事項なし
- (10) 新株引受権行使の効力  
新株引受権行使の効力は、新株引受権証券、新株引受権行使請求に要する書類及び払込金が払込取扱場所に到達したときに生じるものとする。
- (11) 新株引受権行使により発行された株式に対する配当金  
本新株引受権行使によって発行された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株引受権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ行使があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 新株引受権の行使請求の払込取扱場所  
UFJ信託銀行株式会社 本店
- (13) 新株引受権の行使請求受付場所  
当社 本店
- (14) 株券の交付方法  
株券は新株引受権行使手続終了後すみやかにUFJ信託銀行株式会社証券代行部から交付する。

